

尾張旭市議会基本条例評価シート

評価	A：概ねできている。	B：ある程度できている。	
	C：あまりできていない。	D：まったくできていない。	－：対象外

第8章 政務活動費

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
<p>（政務活動費に関する透明性の確保）</p> <p>第18条 議員は、政務活動費の執行に当たり、尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）等を遵守し、適正かつ有効に執行しなければならない。</p>	<p>○政務活動費の不正の再発防止に向け申し合わせ事項を改善した。</p> <p>○個人支給のシミュレーションを試行している。</p>	<p>基準の解釈が会派・議員・事務局で統一されていない部分がある。</p>	<p>条例を遵守し、透明性の確保に努める。</p>	D	無
<p>2 議員は、政務活動費の用途の透明性を確保し、市民に対して説明責任を果たすため、収支報告書、領収書及び視察又は研修に係る調査報告書を公表する。</p>	<p>収支報告書、領収書及び視察又は研修に係る調査報告書を市議会ホームページで公表している。</p>		<p>○条例を遵守し厳格に執行していく。</p> <p>○議員個人でも説明を果たせるようにする。</p>	B	無